

東海学院大学及び東海学院大学短期大学部における 障害等のある学生支援に関する基本方針

1 理念・目標

東海学院大学及び東海学院大学短期大学部（以下「本学」という）は、建学の精神「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」のもと、障害の有無に関わらず、一人ひとりの学生が、お互いの人格や個性を尊重し、協力しあい、成長し、社会参加ができるための支援を行います。

- (1) 本学は、「障害者の権利に関する条約（2006年12月国連総会採択）」、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」及び、同対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）の理念を実現するための、障害学生^{注1}支援を行い、障害を理由に不当な差別的取り扱いや権利利益を侵害されることのないよう、社会的障壁^{注2}を除去します。
- (2) 本学は、障害学生の支援とともに、修学上の何らかの困難を有する学生に対する修学支援を行ない、すべての学生の能力や適性に応じた支援を適切に対応するための必要な事項を定めます。

2 基本方針

- (1) 本学は、理念・目標を達成するために、「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会」を置き、相談窓口をはじめとする学内支援体制を整え、障害等のある学生に対する学生支援を推進するとともに、すべての学生や教職員に対し、支援が必要な学生及び障害等に対する理解促進、啓発を行います。
- (2) 本学は、日常的な教育や指導などの場において、障害等のある学生に対して担任や教科担任が中心となり、修学上の差別や不利益が生じないように支援を行います。
- (3) 本学は、障害等のある学生から、支援及び社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（意思の表明する支援を含む）があった場合は、双方の建設的対話による合意形成により、必要な支援及び合理的配慮を過度な負担にならない程度において提供を行いません。支援や合理的配慮の提供においては、障害等の状態や環境等の変化に応じて、適時、見直しを行います。
- (4) 本学は、障害等のある学生の保護者等と連携し、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携します。
- (5) 本学は、障害等のある学生の受け入れ姿勢、支援方針を明確にし、情報の公開を行います。

(6) 本学は、障害を理由に不当な差別的取り扱いや権利利益の侵害に関する紛争の防止又は解決のために体制を整備します。

上記に関する紛争の防止又は解決のために障害学生支援委員会は、下記のとおりに行います。

①障害等のある学生が合理的配慮に対する教職員の対応に何らかの不服を申立出た場合、障害学生支援委員会は、次の順序において問題解決を行います。

i) 当該学生の担任・副担任による対応を依頼

ii) 講義に関わることについては、各科目担当教員による対応を依頼

iii) 保健室・学生相談室による対応を依頼

②障害学生支援委員会は、i)～iii)において問題が解決しなかった場合、速やかに対応する委員を選定し問題解決に当たります。

③人権委員会にハラスメントとして申し立てた場合、障害学生支援委員会は人権委員会の求めに応じて参加し問題解決に当たります。

④各委員会の調停においても解決に至らない場合、第三者委員会に依頼します。

(7) 障害等のある学生を支援するうえで知り得た個人情報は、「個人情報の保護に関する学校法人神谷学園の基本方針」及び「学校法人神谷学園に置ける個人情報保護に関する規程」により厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとします。

ただし、学生支援を行うために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に遵守し、支援者間での個人情報の共有を行います。

注1 障害者とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

注2 社会的障壁とは、障害があるものにとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会的物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号））

参考

①障害者の権利に関する条約（2006年12月国連総会採択、2014年1月日本国批准）

②障害者基本法（昭和45年法律第84号、改正：平成25年6月26日法律第65号）

③障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号、改正：令和3年法律第56号）

④障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（（令和5年3月14日閣議決定令和6年4月1日施行）

⑤関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（改正障害者差別解消法の令和6年4月施行に向けた指針）

- ⑥東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会規程
- ⑦個人情報の保護に関する学校法人神谷学園の基本方針及び学校法人神谷学園に置く個人情報保護に関する規程
- ⑧障害のある学生の修学支援に関する検討委員会（令和 5 年度）第三まとめ（文部科学省：令和 6 年 1 月）
- ⑨障害者差別解消法に係る国立大学法人における教職員対応要領（雛形）（国立大学協会：令和 5 年度改正版）

附則（1）

この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則（2）

この基本方針は、令和 6 年 6 月 24 日から施行する。